

資本所得課税を 存続させるための方策

増井良啓◎東京大学法学部助教授

I 序言…資本所得課税に未来はあるか

資本所得 (capital income) の課税のあり方を考えるうえで、いま最も重要なポイントは、経済活動のグローバル化の影響をどう受け止めるかであろう。

1994年、トロント大学の高名なエコノミストが、「資本所得課税に未来はあるか」と題する論文を公表した (Mintz, Is There a Future for Capital Income Taxation?, Canadian Tax Journal, Vol.42, No. 6, 1469 (1994)). この題名自体が、かなり切迫した問題意識を反映している。資本の可動性が高まり、資本市場のグローバル化が進んでいる。このなかで、資本所得に対する課税は、はたして生きのびることができるのだろうか。各国間の「税の競争 (tax competition)」の結果、ある国が資本所得に課税しようとしても、課税ベースが低課税国に逃げていくだけではないか。もしそうだとすると、もはや資本所得に対する課税に、税収上多くを頼ることはできない。かわりに、労働所得税や消費型付加価値税に比重をかけていく以外、選択肢は残されていないのではないか。こういった懸念が、各国の政策担当者にとって、まことに頭の痛い

問題として意識されるようになったのである。

この点に関しては、最近、利子に対する源泉徴収制度を各国相互の間で国際的に調和させようという提案がなされている。この提案のねらいは、利子所得を国際課税上の真空地帯から救い出すことにある。そこで、本稿では、この提案を中心として、グローバル経済の下で資本所得課税を存続させるための方策につき、序説的な検討を加えてみたい。

順序は前後するが、ここに資本所得とは、次のものを指す。いっぽんに、個人の所得は、その源泉に応じて、労働所得 (labor income) と資本所得 (capital income) に大別できる。労働所得は人的資産のリターンであり、勤労性所得ともいう。資本所得は物的資産のリターンであり、資産性所得と呼ぶことも多い。資本所得は、物的資産の種類に応じて、さらに、実物資産から生ずる所得と、金融資産から生ずる所得に分けられる。

労働所得

資本所得 実物資産から生ずるもの
金融資産から生ずるもの

II 前提…データと仮説

検討に入る前に、若干のデータと、理論上の仮説を、簡単に見ておく。

1 個人の保有する物的資産の内訳

上に述べたように、物的資産は、実物資産と金融資産に分かれる。実物資産は、大きく土地と建物から成る。金融資産にはさまざまな種類があるが、その約半分が預貯金の形をとっている。数字でみてみよう。

2 家計の正味保有資産は約2200兆円

経済企画庁の平成9年度国民経済計算によると、平成9暦年末で、家計（個人企業を含む）の保有する資産は、下表のような内訳になっていた。ここからは、物的資産のおおまかな内訳として、実物資産が約1400兆円、金融資産が約1200兆円の規模になっていることがわかる。

在庫	8兆9100億円
純固定資産 (建築物・機械等)	266兆2500億円
再生産不可能有形資産 (土地・森林・漁場)	1104兆3808億円
金融資産 (預金・債券・株式・生命保険等)	1177兆4978億円
期末資産	2557兆0386億円
負債	370兆2549億円
正味資産	2186兆7837億円

(経企庁のサイト<http://www.epa.go.jp>をブラウズして入手した数字)

上の表のうち、個人の有する実物資産の大きな部分が、持家である。持家については、その利用にかかる帰属所得が課税されていない。むしろ個人の住宅取得を促進するために、各種の優遇措置が講ぜられている。1999年度税制改正の立案段階では、住宅着工による景気刺激の意図も手伝って、優遇措置がまだまだ不十分であるとの声も強かった。しかし、帰属家賃非課税と租税優遇措置を組み合わせる政策は、持家に住むことと借家に住むこと

の間の中立性を害し、持家保有者と非保有者との間の富の格差を助長する。この点は識者によってくりかえし指摘されてきたことであるが、資本所得の課税にとって、依然として重要な問題でありつづけている。

3 個人金融資産は約1200兆円

金融資産の内訳をより詳しくみると、預貯金が約半分を占めている。この点については、日本銀行の資金循環速報が、1998年9月末の時点における個人の金融資産残高を、次のように示している。

現金通貨	42兆2291億円
要求払預金	102兆8787億円
定期性預金	584兆8378億円
譲渡性預金	804億円
非居住者円預金・外貨預金	7745億円
信託	67兆8822億円
投資信託	30兆1544億円
保険	319兆7851億円
有価証券	79兆6944億円
資産合計	1228兆3166億円

(日銀のサイト<http://www.boj.go.jp>をブラウズして入手した数字)

この表からは、金融資産に占める預貯金の比重が大きいことがわかる。そのため、利子所得の課税が重要になっている。利子所得課税については、今後、個人の保有する金融資産が多様化するにつれ、金融類似商品の範囲の見直しが必要となろう。グローバル化の影響をとくに強くうけるのが、現在利子所得の範囲に含まれている各種の金融商品の収益である。たとえば、日本の個人居住者が外国金融機関に直接資産を預けるようになると、源泉分離課税方式の適用に問題が生じる。

これに対して、有価証券の割合は小さい。個人の金融資産全体に占める有価証券の割合

は、たかだか6.5%にすぎない。株式だけの割合をとると、比重はさらに小さくなる。もっとも、株式にかかる配当所得や譲渡所得の課税は、2つの点で重要である。ひとつは、株式保有が富裕な資産家に集中していることである。そのため、株式にかかる課税は、富の分配のうえで重要な効果を有する。いまひとつ重要な点は、法人所得税との関係である。法人所得税は、株主の投資リターンに対する法人段階での課税であるから、資本所得課税の一部をなす。

4 個人資産がグローバルに展開する

1998年4月から改正外為法が施行され、個人や企業等日本の居住者の外国への預金預入れが自由化された。その後、外国預金の規模は、どうなっているのだろうか。

日本銀行のデータによると、1998年10月末の残高でみて、国内銀行在外支店が、日本の居住者から受け入れた預金は、円貨で2兆5368億円、外貨で907億円であった(<http://www.boj.go.jp>をブラウズして確認した)。この数字は、邦銀以外の金融機関に預け入れた預金を除外している。外国の金融機関に直接預け入れる場合については、数値を確実に把握することが実務上困難だからである。

この数字からは、個人の有する資産のうち、外国に展開しているのは、今のところまだ一部分にとどまることが推測できる。われわれの日常感覚からいっても、資産をグローバルに分散しているのは、一部の国際派富裕層に限られている。しかしながら、金融システム改革に伴い、その範囲は着実に広がりつつある。日本経済が不振ななか、新聞広告には外貨建て預金や外国投資ファンドの文字が踊り、ナッシュ『日本人のためのオフショア金融センターの知識—新・国際資産運用の衝

撃』(1997)といった本が売れている。しかも、自由化された環境の下では、その実態について十分な統計資料を得ることが難しい。

なお、これまで見てきた統計は、日本の居住者の資産についてのものであった。これに対して、グローバル化が進むなかでは、非居住者が日本において保有する資産も、重要性を増す。この点に関する計数の紹介は省略するが、2つの形態を区別することが肝心である。第1はポートフォリオ投資であり、たとえば非居住者が日本の国債を買う場合である。第2は直接投資であり、外国株主が日本に会社を設立するような場合がこれにあたる。ポートフォリオ投資と直接投資のいずれについても、非居住者が日本資産から所得を得ることになる。資本所得の源泉地国として、日本がこれをどう課税するかは、後述するように、きわめて重要な問題となっている。

5 資本所得は国外へ逃げていく一方か

開放経済の下で資本所得に課税すると、どのような効果が生ずるか。

この点については、エコノミストがさまざまな仮説を提示している。冒頭にあげた論文は、ある国が資本所得に課税することで別の国に及ぼす外部効果には、資本逃避(capital flight)と租税輸出(tax exportation)があることを示したうえで、次の結論を出している。

第1に、開放経済の下では、個人所得税は国内貯蓄の決定に影響し、法人所得税は国内投資の決定に影響する。個人所得税が居住地主義にもとづくのに対し、法人所得税は、外国株主との関係では資本所得に対する源泉徴収の意味をもち、源泉地ベースの課税といえる。このような差異に照らすと、一口に資本所得に対する課税といっても、個人所得税と法人所得税とはその効果が異なる。

第2に、個人所得税が資本逃避を誘因するのは、居住者が保有する外国資産からの所得を政府が監視できない度合いに応じてである。つまり執行面で外国の資本所得を捕捉できるかどうかの問題なのであって、完全に捕捉が可能なら資本がどう動こうと居住地国の最適な税率構造には影響しない。しかしながら、捕捉が難しいとすると、資本所得に対する課税が難しくなる。とりわけカナダのような小さい開放経済にとってはそうである。これに対して、日本のような大きい開放経済の場合、個人所得税は資産の国際利率を引き上げ、純資本輸出の稼得する収益を増加させるかもしれない。こうして、個人課税は資本輸出国を利し、資本輸入国を害する。

第3に、法人所得税については明確な結果を導き出せない。法人所得税は確かに資本逃避を引き起こしうるけれども、同時にそれを相殺する外部効果をもつからである。資本輸入国は、外国株主に発生する経済的レントに対して課税するため、法人所得税を課そうと考えるかもしれない。このような形での租税輸出が可能な範囲では、資本の可動性が高まると、かえって法人課税の存在意義が高まることになる。加えて、大きい開放経済における法人課税は国際利率を引き下げることかもしれない。こうして、法人所得税の賦課によって、資本輸入国は恩恵をこうむるが、資本輸出国はこうむらない。

この議論からわかるように、理論的には、グローバル化によって、資本所得が一方的に国外に逃げていくものとは断定できない。個人所得税か法人所得税か、資本輸出国か輸入国か、大きい開放経済か小さいそれか、対外直接投資かポートフォリオ投資か、といった具合に、場合を分けて考える必要がある。

他方で、この議論には、きわめて明白なメッセージがひとつある。それは、問題の核心

が、国際的場面における資本所得の捕捉にあることである。その意味で、執行こそが、解決の鍵をにぎっている。

III 検討…利子課税の国際的協調

以上を前提として、利子課税の国際的協調が提案されている理由を探り、この提案が日本にとってどういう意味を持つかを検討する。

1 利子に対する源泉徴収免除が課税の真空を生む

(1) 米国のポートフォリオ利子非課税措置

利子所得の課税が国際的な大問題となったそもその発端は、米国の1984年改正にある。

1981年のレーガン減税の結果、米国は、大幅な財政赤字に陥っていた。この赤字を埋めるには、外国に国債を買ってもらわなければならない。特に大口の買い手は、日本であった。ところが、日米租税条約では、利子に対する源泉税率は10パーセントであり、ゼロではない。こうして、米国政府としては、国内法の改正によって片務的に源泉徴収を免除し、もって日本からの借入を低利ですませることが魅力的となった。

1984年には、米国は、オランダ領アンティル諸島との条約を破棄することを決めた。この条約は、利子に対する税率をゼロに軽減し、しかも条約適用範囲についての人的制限がないものであった。そのため、米国法人は、アンティル諸島に金融子会社を置き、そこを通じて外国から借り入れることによって、利子にかかる源泉徴収税を免れていた。この条約が破棄されると、借入れを行う米国法人に源泉徴収税の負担がかぶさるおそれがある。そこで、米国法人も、非居住者に対して支払う

社債等の利子につき、米国で源泉徴収を免除してほしいと強く望んだ。

こうした事情が重なって、1984年に、非居住者が米国源泉のポートフォリオ利子所得を得る場合、それに対する30パーセントの源泉税が、廃止された。これを、ポートフォリオ利子非課税 (portfolio interest exemption) という。非課税とされるポートフォリオ利子の範囲は、米国国債の利子、米国法人の発行した社債の利子 (社債権者が10パーセント以上の株式を所有している場合を除く)、米国銀行口座の利子であった。

このルール変更について注意すべき点は2つある。第1に、国内法による片務的な改正であった (内国歳入法典871条 (h))。二国間租税条約によるものと異なり、相手国を限っていなかった。第2に、非課税措置の人的適用範囲が、すべての非居住者とされていた。当該利子所得が相手国で課税されることの証明は必要とされていなかった。

この時期の米国の国際課税政策の全般的な動きについては、中里実「アメリカにおける国際課税の動向と問題点」水野忠恒編『国際課税の理論と課題』221頁 (1995)、黒田東彦「世界経済秩序と国際課税ルール」同書266頁を参照されたい。

(2) 各国への波及・その1

・源泉地ベースの課税

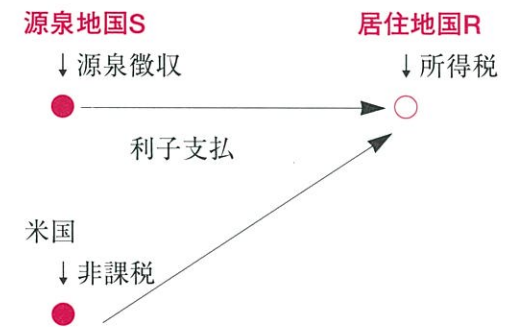
米国のルール変更は、各国に波及した。

各国は、米国に資本が逃避するのを恐れた。多くのOECD加盟国が、非居住者に対して支払う利子について、源泉徴収を免除するようになった。1995年のタンジ氏の調査によると、銀行預金と公社債の両方につき国内法上源泉税率をゼロとしている国として、米国の他に、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、英国がある (Vito Tanzi, TAXATION IN

AN INTEGRATING WORLD, 130 (1995))。他の国も、非居住者への利子支払いにつき、所得税の源泉徴収を免除すべきだという圧力にさらされることになった。日本においてこの影響を最も強く受けたのが、公社債税制の分野である。この点については、公社債引受協会編『債券税制に関する研究報告…欧米諸国の債券利子税制調査を中心として…』(1998)に詳しい。

利子に対する源泉徴収が免除されると、配当に対する源泉徴収にも影響が及ぶ。洗練された投資家は、金融派生商品を用いることによって、配当を利子に転換し、源泉徴収を免れることができるからである。

以上の展開は、利子の支払いを行う側、つまり源泉地国における課税が、世界的にみて危うくなっていることを意味する。下の図でいえば、源泉地国Sが源泉徴収を行うと、外国投資家は米国に資本を移動するかもしれない。これを恐れたために、ポートフォリオ利子に関する源泉地ベースの課税については、課税の放棄に向かう「税の競争」が生じたのである。



(3) 各国への波及・その2

・居住地ベースの課税

ところが問題はこれに止まらなかった。利子を受領する側の国、つまり投資家の居住地国の課税にも影響が及びはじめた。上段の図

でいえば、R国への影響である。

もともと、居住地国において外国源泉の利子を完全に課税できさえすれば、源泉地国間の上述の「税の競争」の影響は、限定的なものにとどまるはずである。利子の国際的な支払いに関するOECD加盟国の標準的な扱いによれば、源泉地国に納付した税額は居住地で税額控除できる。したがって、源泉地国の源泉徴収税が廃止されても、その分だけ居住地国の税額が増えるだけである。たしかに、これは、資本輸入国にとっては、深刻な問題である。とくに、発展途上国は、源泉地ベースの課税に頼らざるを得ないから、「税の競争」の影響をまともにうける。けれども、資本の輸出入がより均衡している先進国相互の間では、問題はより小さい。世界的な観点からは、源泉地国から居住地国へと税収がシフトするにすぎないのである。

しかしながら、現実には、居住地国は、自国の投資家が全世界で得る資本所得を確実に捕捉する手段を持っていない。居住地国が外国所得に課税するための執行の手段としては、2つのものがある。ひとつは源泉地国における源泉徴収との連携であり、いまひとつは源泉地国からの情報提供である。このうち、源泉徴収は多くの国で廃止されている。残る情報交換については、国際的な納税者番号制度がない以上マッチングが不可能であるし、さらに、タックス・ヘイブンとの間では条約が結ばれておらずしたがって情報提供を求めることができない。

こうして、国際的な利子所得については、執行上の理由によって、居住地ベースの課税が難しくなってきた。

(4) 結果…課税上の真空の発生

以上の結果として、対外ポートフォリオ投資にかかる利子は、源泉地国においても源泉徴収を免除され、居住地国においても申告さ

れないという状況が生じている。課税上の真空地帯の発生である。

この状況は、資本所得に対する各国の課税能力を損なう。ラテン・アメリカ諸国からは、米国にむけて資本が逃避した。投資家の望みは、米国でポートフォリオ利子非課税の恩恵を享受し、かつ、自国でも捕捉されないことである。タックス・ヘイブンを仲介すれば、自国での居住地ベースの課税に服さないように工夫することも可能になる。これらの国では、国内源泉の資本所得に対する課税すら難しくなる。

経済大国といわれる国々でも、状況は深刻である。ドイツが非居住者用に設けたポートフォリオ利子非課税措置は、ルクセンブルグの銀行口座を有するドイツ居住者によっても用いられている。非居住者用の措置を居住者が用いるのであるから、これは目的外使用である。このような濫用を防ぐため、各国で、さまざまな措置がとられている。日本は、民間国外債利子の非課税措置の適用にあたり、利子受領者が本当に非居住者であるかどうかを確認する制度を導入した。1998年4月から施行された本人確認の制度である(租税特別措置法6条4項)。他方で、米国のポートフォリオ利子非課税措置は、日本で所得を申告しない日本居住者に対しても、恩恵を及ぼし続けている。

2 利子課税を国際協調することのねらい

(1) ポートフォリオ利子に対する源泉徴収の復活

このような状況を前にして、利子所得課税の国際協調にむけ、いくつかの提案がなされている。提案の方向は、ポートフォリオ利子非課税の制度を廃止し、源泉地国における源泉徴収を復活させるというものである。その究極のねらいは、居住地国における利子課税

の適正化を図ることにある。

(2) マクルア提案

IFAは、創設50周年を記念して、1996年の総会で特別プログラムを組んだ。「21世紀の税制のビジョン」と題するそのセミナーでは、スタンフォード大学のマクルア教授が、基調報告を行った。そこで、まさにこの利子所得の事実上の非課税状態が「問題の核心である」と論じられた(McLure, Tax Policies for the XXIst Century, in IFA, Visions of the Tax Systems of the XXIst Century, 44, (1997))。

この点に関するマクルア教授の提案は、多国間協定を締結し、利子につき最低20パーセントの源泉税率を各国に義務付けるというものである。この提案には2つの要点がある。ひとつは、現在の二国間租税条約のネットワークに代えて、「租税のためのGATT」とでもいべき多国間協定によることである。いまひとつは、この源泉税を、居住地国における利子所得の脱税を防止するための手段と位置づけていることである。

この提案の全文は、渡辺幸則監訳「21世紀における国際課税のビジョン・連載3」国際税務17巻3号25頁(1997)に訳出されている。

(3) EUの共存モデル

「有害な税の競争」への対抗運動においても、利子所得課税の問題は重要な位置を占めている。

EUでは、1998年5月に、欧州委員会がこの問題についての指令案を理事会に対して提議した。これが「共存モデル(co-existence model)」といわれるものである。すなわち、加盟国は、源泉徴収を行うか、あるいは、他の加盟国に対して預貯金所得に関する情報提供を行うかのいずれかを実行する。提案によると、源泉徴収制度の税率は、20パーセントである。その適用範囲は、国内の支払いの取扱者が、EU加盟国内に居住する個人受益者

に対して支払うすべての利子である。ただし、利子の受益者が、受取利子を居住地国の租税当局に申告している場合、その旨の確認書を提出することによって、源泉徴収は免除される。源泉徴収税は、受益者の居住地国において、税額控除しなければならない(COM(1998) 295 final, 98/0193 (CNS), 1998 O.J. C212/3)。

この提案は、ポートフォリオ利子非課税の制度をそのままにしたまま、情報提供のみを行うことを、EU加盟国に許容している。にもかかわらず、この提案に対しては、反対論もあった。反対論は、このような措置をとると、預貯金がEU域外の国、たとえばスイスに流出してしまうという。英国は、ユーロ債市場への影響を懸念し、この提案はユーロ債には適用すべきでないと主張している。EU加盟国の間の意見分布については、Conclusions of the ECOFIN Council Meeting on 1 December 1997 concerning taxation policy (98/C 2/01)を参照した。これを含め、立法資料については、EUのサイト<http://europa.eu.int/eur-lex>をブラウズすれば、入手できる。EUの議論について一般的には、村井正「協調と競争・EUにおける税制調和のディレンマ」租税法学会編『租税の競争と調和』租税法研究26号1頁(1998)。

(4) OECDの議論

これに対して、OECDが1998年4月に発表した「有害な税の競争」報告書では、この問題は論じられなかった。この点については、脱税と租税回避に関するワーキンググループが、1999年に別の報告書を公表する予定である(OECD, HARMFUL TAX COMPETITION, 10 (1998), 水野忠恒監修高木由利子訳『有害な税の競争：起こりつつある国際問題』4頁(1998))。

(5) アビヨナ提案

1998年12月、米国でも、ハーバード・ロー・スクールのアビヨナ教授が、議会に対するメモの形で、ポートフォリオ利子非課税制度の廃止を提言した。提案の骨子は、米国が、クロス・ボーダーの利子支払いにつき、最低40パーセントで源泉徴収を行うことである(Avi-Yonah, Memo to the Congress: It's Time to Repeal the U.S. Portfolio Interest Exemption, Tax Notes International, December 7, 1998, 1817)。

この提案については、おさえておくべき点が4つある。第1に、米国の制度改革に追随して、他のOECD諸国がポートフォリオ利子への源泉徴収を復活することを期待している。第2に、ポートフォリオ利子非課税制度を維持したまま、情報交換のみによって執行の確保を図ることは、無理であると判断している。このように判断する理由は、世界的にみると、タックス・ヘイブンからの情報提供が期待できないことにある。EU域内では共存モデルに意味があるが、世界的には源泉徴収なしには利子課税が機能しないというのである。第3に、源泉徴収の適用範囲を、利子のみでなく、使用料や、ポートフォリオ投資にかかるその他の控除可能な支払いにまで拡大することである。源泉徴収の対象となるその他の支払いとしては、たとえば、金融派生商品にかかる支払いが想定されている。第4に、この源泉徴収税は、完全に還付可能である。利子の受益者が米国から還付を求めるとともに、受益者の居住地で申告を行っている旨、米国内国歳入庁に示すだけでよい。これは、EUにおける上述の提案と同じしくみである。これらと比較すると、1984年以前の米国の源泉徴収税は、還付が不可能であった。

議会に対するメモの形をとっていることか

らも明らかなように、この提案は、米国の国内法の改正を促すものである。国内法上40パーセントの源泉徴収が復活したとしても、各国は、租税条約によって、利子に対する源泉徴収税を軽減したり廃止することができる。米国と他のOECD加盟国が、租税条約にもとづいて利子に対する源泉税率をゼロにすれば、上の源泉徴収税は、事実上、米国から非OECD加盟国に対する支払いについてのみ適用されることになる。アビヨナ提案では、米国以外のOECD加盟国も、追従して同じ制度を採用することを予想しているから、結局のところ、OECD加盟国間では条約により利子に対する源泉税率はゼロとなる。そして、この提案では、OECD加盟国間の利子支払については、条約漁りに対する対抗措置を整備しつつ、同時に、情報交換によって課税の適正化を図るものとしている。

3 日本にとっての意味**(1) 検討のための留意点**

以上の諸提案は、日本の租税政策にとって、どういう意味をもつか。

この点について論ずるためには、国内法と租税条約の両方について、突っ込んだ検討が必要となる。とくに、民間国外債の利子課税の特例(租税特別措置法6条)について、基本的なところから議論を固めなければならないだろう。本格的な検討は今後徐々に行っていくたいが、その際には、少なくとも次の点に留意しておかねばならない。

(2) 実現可能性は未知数

まず、これらの提案の実現可能性については、未知数の部分が残る。

たとえば、米国は、ポートフォリオ利子非課税措置によって、すでに多くの資本を世界中から集めている。この流れを今になって覆すことには、多大の抵抗が伴うであろう。ま

た、仮に米国が一国で利子所得への源泉課税を復活したとしても、他のOECD加盟国が、それぞれの国内法改正によって、これに追従することになるかどうか。各国は、課税しない方向への競争圧力にさらされている。この中で、一致団結して課税する方向に向けて、政策を協調する誘因がどこまで働くか。

(3) 日本の国債消化との関係

次に、この時期になって、ポートフォリオ利子非課税を問題視する声が国際的なフォーラムで出てきていることが、日本にとって良いタイミングといえるかどうか。この点は、非居住者の公社債取得の状況や、円の国債消化の要請と関係する。

1984年当時、米国は財政赤字に悩んでおり、日本は貯蓄超過を誇っていた。この状況で、米国は、ポートフォリオ利子を非課税にして、米国債を日本を含む外国勢に買ってもらった。その後、円はドルに対して急激に高くなり、その分、日本勢の保有するドル建ての海外資産は比較的のみで大きく減価した。

現在、状況は大きく変わった。米国経済は空前の好景気であり、財政赤字は消滅している。日本経済はバブル崩壊の後遺症に苦しみ、財政赤字は拡大する一方である。日本の会社が発行する社債は、格付けが下がった。日本一国のみの短期的な利害を考えた場合、利子に対する源泉徴収免除の措置を一挙に拡大すべきだとの意見が出て、おかしくない状況である。

そして、各国の競争が一巡した1990年代末になって、利子課税の復活にむけて、国際的協調の提案が出てきた。日本にとっては、やや皮肉な展開といえなくもない。もっとも、時期的なめぐり合わせはそれとして、事態を日本の一人負けと悲観視すべきではなからう。資本所得課税の長期的なあり方との関係で、利子課税を確保するためにはどうすべき

かを世界的な視野で論ずべきものと考ええる。

なお、この点について、政府税制調査会の「平成11年度の税制改正に関する答申」は、「わが国において国債の利子等に係る非居住者に対する源泉徴収を免除する場合には、適正・公平な課税の観点から、グローバル・スタンダードに沿ったブックエントリー・システムを前提に、本人確認・調書制度に基づく情報収集・交換といった、代替的な適正課税の担保措置が併せて講じられていることが不可欠」であるとしている。

(4) 技術革新との関係

上の提案は、利子所得に焦点をしばっている。しかし、他の資本所得の課税とも、密接な関係をもつ。金融技術の革新によって、租税裁定の技術がますます高度化し、所得類型の転換が容易になっているからである。たとえば、利子について非課税措置を設けておくと、その影響が、課税の対象とされる他の項目にも及ぶ。アビヨナ提案の適用範囲が、利子だけでなく、使用料など、ポートフォリオ投資に関するすべての控除可能な支払いを含んでいるのは、そのためである。

視野を広げてみると、これと同様の提案がなされているのは、電子商取引の領域である。取引環境の電子化に伴い、源泉地国における課税ポイントが消失し、所得の源泉地国は税収を確保できなくなる。そこで、従来の税収バランスを崩さないためのひとつのアプローチが示唆されている。そのアプローチとは、源泉地国において所得算定上控除できる対外支払については、その費目を問わず、一律に10パーセントの源泉徴収を行うというものである(Doernberg, Electronic Commerce and International Tax Sharing, Tax notes international, March 30, 1998, 1013)。この案の背景については、増井良啓「電子商取引と国際課税」租税研究587号84頁(1998)を参照。

このように、金融技術の革新と情報技術の発展は、一般的に、源泉地国における課税を困難にしている。その結果として、とくにポートフォリオ所得については、居住地国における課税すらも、執行上の障害によって、難しくなる。利子所得に関する上の提案は、このような展開に歯止めをかけるための試みに他ならない。

ポートフォリオ投資所得に関するOECD加盟国のこれまでの標準的な取扱いは、資本輸出の中立性を旗印に、源泉地国でのゼロ税率を指向してきた。最近なされている上述の提案は、これに対して、正面から異議を唱える議論といえよう。このような議論を提出しているのが、産業先進国の識者であることが、興味深い。この事実を、課税をとりまく環境の劇的な変化を物語る。

(5) 対外直接投資との関係

上の提案は、ポートフォリオ投資にかかる所得についてのものである。ポートフォリオ投資は、逃げ足が特に速い。外国投資家は、株式や公社債を売るだけで、瞬時に投資を終了することができる。

これに比べると、直接投資の場合、投資の引き上げは、より難しい。投資先の国で、支店を設けて従業員を雇ったり、現地法人を設立して工場を建てたりするからである。だが、それは、退出の速度が遅いというにとどまる。グローバルな資本移動の自由が確保されている限り、課税をめぐる基本的な構図は、対外直接投資についても、同じである。

ところで、外国からの直接投資について、源泉地国が、国内で生ずる資本所得に課税するための重要な手段は、法人所得税である。しかしながら、現在の各国の法人所得税では、所得の算定上、支払利子を控除できる。したがって、国内子会社が外国から負債の形で資金を調達し、事業の成果が利子の形で国外に

流出する場合には、その部分には法人所得税の課税が及ばない。その限りで、当該事業成果は、源泉地国の課税の対象から漏れることになる。

これを放置しておけば、株式の代わりに負債によって資金調達を行って、源泉地国の課税を免れる策略が可能になってしまう。そこで、これを防止するため、日本を含む各国は、対抗措置として、過少資本税制を採用している。だが、これは、濫用事例を標的とする措置である。通常の場合には、あてはまらない。こうして、源泉地国が利子に対して課税するには、源泉徴収以外に手段がない状態に至る。その意味で、利子所得の源泉徴収の問題は、対外直接投資とも、密接に関連する。

この関係で、理論的な可能性として提案されてきたのが、いわゆる包括的事業所得税(CBIT)である。CBITの課税ベースは、法人所得税よりも広い。支払配当を控除できないだけでなく、支払利子を控除することもできない。CBITのねらいは、株式と負債の間で取扱いを揃えることにあった。また、株主段階での受取配当非課税措置と組み合わせることで、法人段階と株主段階で一回の課税をもたらすことにあった。法人税と所得税の統合の一類型として登場していたのである。だが、対外直接投資との関係でいえば、CBITは、支払利子の控除を否認することで、源泉地国における課税を確保する役割を果たす。

このようなわけで、先にあげたマクルア提案では、CBITを各国が協調して採用すれば、国境を越える利子支払について、その事実上の非課税状態を克服できるものと論じられている。ただし、各国がCBITを採用するには、現在の法人所得税から課税ベースを大幅に拡大しなければならない。また、現行の税収配分基準に比べて、居住地国から源泉地国へと天秤が傾く。このような大がかりな改革を、

各国が同時に達成できるかについては、疑問を呈する向きも多い。

(6) 二重所得税との関係

以上見てきたところによれば、国際的な利子課税の問題の核心は、執行面にあった。とすれば、居住地国が資本所得の名目税率を労働所得のそれよりも低く設定するだけでは、利子課税にかかる課税の真空状態を是正することはできない。すなわち、北欧諸国のいわゆる二重所得税(dual income tax)モデルについては、居住地国が一国でそれを採用したとしても、それだけでは資本所得の課税を確実にしめる保障を欠く。

しかも、北欧4国の資本所得税率は、実は、それほど低いわけではない。1994年に発表されたある論文によれば、資本所得に対する限界税率は、最低でもフィンランドの25パーセントであった(Sorensen, From the Global Income Tax to the Dual Income tax: Recent Tax Reforms in the Nordic Countries, International Tax and Public Finance, 1, (1994), 57-79, table at 59)。これに対して、日本では、利子所得の源泉分離課税の税率は、住民税をあわせても、20パーセントである。

二重所得税については、CBITとの組み合わせを含め、今後の税制の有力な選択肢として、これに期待を寄せる見解も有力になりつつある。だが、その利点と欠点は、制度に即してきちんと検討する必要がある。この点は、まさに、金子宏「学界展望・租税法」国家学会雑誌111巻9・10号927頁(1998)が主張する通りである。資本所得に対して比例税率を低く設定しても、執行手段・源泉徴収と情報交換・を整備しないことには、課税困難な状況は必ずしも改善しないであろう。

IV 結語…協調なくして課税なし

資本市場のグローバル化が進むなかで、資本所得の課税はだんだん難しくなっている。その今後をどう構想するかについては、最も基本的なところで意見が分かれる。ある者は、資本所得の課税を諦め、労働所得税や消費型付加価値税への移行を説く。ある者は、政府サービスの民営化や社会保障の市場化によって、税源縮小に対応しようとする。これに対して、資本所得課税を存続させようとする者は、圧倒的な市場圧力に直面しながら、最低限の国際的合意を取り付けようと試みている。「有害な税の競争」への対抗運動は、そのような努力である。

利子所得に関する源泉徴収は、そのなかでも最も基本的な論点である。ある国による課税ルールの変更が、たちまち他国に波及し、課税の真空への連鎖反応を招いた。この状態をどうするかが、いま、問われている。Ⅲの3で述べたように、時期的には、日本は、やや残念な立場に置かれている。だが、執行技術の飛躍的拡充がないかぎり、居住地ベースの課税は容易なことではない。国際的な利子フローについては、国際的協調なくして一国の課税は成り立たない。この問題について考える上で、一番肝心なのは、そのような相互依存関係の認識であろう。